

協同組合藤沢薬業協会賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約は、本組合が設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(地区)

第2条 賛助会員の地区は、神奈川県内の区域とする。

(資格)

第3条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする薬業者とする。

(事業の利用)

第4条 賛助会員は、本組合が実施する次の事業を利用する事ができる。

- (1) 取扱品（医薬品）等の共同販売および共同購買
- (2) 取扱品（医薬品）等の共同受注
- (3) 事業に関する経営および技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及をはかるための教育および情報の提供
- (4) 福利厚生に関する事業
- (5) その他本組合の維持発展に寄与するもの

(加入)

第5条 本組合の賛助会員として資格を有する者は、本組合に申し出、理事会の承認を得て加入するものとする。

(出資金・会費)

第6条 賛助会員は、会費として月額2000円を納めるものとし、出資金はなしとする。

(脱退)

第7条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届け出て脱退するものとする。

(除名)

第8条 本組合は、次の各号のいずれかの項に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(議決権・選挙権)

第9条 賛助会員は、本組合の議決権・選挙権は有しないものとする。

(その他)

第10条 賛助会員について本規約に定めのない事項であっても必要な事項は、理事会で決定する。

附則

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

附則（平成24年11月28日）

この規約の変更は、平成24年12月12日から施行する。